平成27年さいたま市議会6月定例会提出議案一覧

合計28件(予算議案3件・条例議案14件・一般議案9件・道路議案2件)

≪予算議案≫

議案第99号 平成27年度さいたま市一般会計補正予算(第2号)

議案第100号 平成27年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第101号 平成27年度さいたま市一般会計補正予算(第3号)

≪条例議案≫

議案第102号 さいたま市PFI等審査委員会条例の制定について

(所管課所・都市戦略本部行財政改革推進部)

公共施設等の整備等における民間の資金、経営能力、技術的能力等を活用する手法による手 続に関し必要な事項を審査する附属機関を設置するもの。

(内容)

1 設置

・ 市における P F I 等に関し必要な事項を審査するため、「さいたま市 P F I 等審査委員会」を設置するもの。

2 所掌事務

・ 委員会は、市長又は水道事業管理者の諮問に応じ、PFI法の規定による特定事業の 選定、民間事業者の選定等に関し必要な事項を審査することとするもの。

3 組織

- (1) 委員会の委員は、5人以内とするもの。
- (2) 委員は、学識経験を有する者等から委嘱することとするもの。

4 委員の任期

・ 委員の任期は3年とし、再任を妨げないこととするもの。

5 臨時委員

- (1) 特定事業の選定等に関する審査に資すると認めるときは、委員会に臨時委員を置くことができることとするもの。
- (2) 臨時委員の任期は、その者の委嘱又は任命に係る特定事業の選定等に関する審査が終了するまでとするもの。

6 委員長

・ 委員会に委員長を置き、その職務を定めるもの。

7 会議

- (1) 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となることとするもの。
- (2) 委員は、自己又は一定の親族の従事する業務に直接の利害関係のある事項を審査する場合は、その議事に加わることができないこととするもの。ただし、委員会の同意を得たときは、この限りでないこととするもの。
- (3) 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができないこととするもの。
- (4) 会議は、非公開とするもの。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員会に諮って会議を公開することができることとするもの。

- 8 守秘義務
 - 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととするもの。
- 9 庶務
 - ・ 委員会の庶務は、都市戦略本部において処理することとするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第103号 さいたま市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局総務部行政透明推進課)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、所 要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 特定個人情報の利用及び提供の制限
 - ・ 特定個人情報の利用及び提供の制限を規定するもの。
- 2 特定個人情報の開示を請求できる者
 - ・ 特定個人情報の開示を請求できる者を、本人のほか、未成年者若しくは成年被後見人 の法定代理人又は本人の委任による代理人とするもの。
- 3 特定個人情報の訂正等の請求
 - 特定個人情報の利用の停止若しくは削除又は提供の停止の請求について規定するもの。
- 4 個人情報の提供先への通知
 - ・ 個人情報を訂正し、又は削除した場合において、必要があると認めるときは、当該個 人情報の提供先に対し、その旨を書面により通知するものとするもの。
- (施行期日) 平成27年10月5日(情報提供等記録に関する部分の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日)

議案第104号 さいたま市職員の再任用に関する条例及びさいたま市職員退職手当条例の一部 を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部人事課)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律における地方公 務員等共済組合法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
 - (1) 条例で引用している「地方公務員等共済組合法附則第18条の2第1項第1号」を「 厚生年金保険法附則第7条の3第1項第4号」に改めるもの。
 - (2) 条例で引用している「地方公務員等共済組合法第84条第2項」を「厚生年金保険法 第47条第2項」に改めるもの。

(施行期日) 平成27年10月1日

議案第105号 さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

さいたま市特別職報酬等審議会からの答申等を踏まえ、平成27年6月期から市議会議員の期末

手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 市議会議員の期末手当の支給割合の引上げ
 - (1) 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の140から100分の147.5とするもの。
 - (2) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の155から100分の162.5 とするもの。

(施行期日) 公布の日(適用は平成27年6月1日から)

議案第106号 さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・財政局税務部税制課)

地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 個人市民税における住宅ローン控除の延長
 - ・ 住宅ローン控除の適用期限を1年半延長して平成31年6月30日までの入居者を対 象とするもの。
- 2 雨水貯留浸透施設等に係る固定資産税等の負担軽減措置
 - ・ 平成27年4月1日以後に取得される次の表の中欄に掲げる施設等に対する、家屋及 び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等について、その特 例割合が条例委任されたことに伴い、同表の右欄の割合と規定するもの。

根拠規定	施設等	特例割合
法附則第15条第8項	雨水貯留浸透施設	3分の2
法附則第15条第18項本文	都市再生緊急整備地域内の公共施設等	5分の3
法附則第15条第18項ただし書	特定都市再生緊急整備地域内の公共施 設等	2分の1
法附則第15条第30項	津波避難施設 (家屋)	2分の1
法附則第15条第31項	津波避難施設 (償却資産)	2分の1
法附則第15条第36項	備蓄倉庫	3分の2
法附則第15条の8第4項	サービス付き高齢者向け賃貸住宅	3分の2

- 3 旧3級品の製造たばこに係る税率の見直し
 - ・ 旧3級品の製造たばこに係る特例税率を平成28年4月1日から平成31年4月1日 までの間に4段階で縮減・廃止するもの。
- 4 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の導入
 - ・ 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した3輪以上の軽自動車で、環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置を講じるもの。
- 5 規定の整備
 - ・ 地方税法等の改正に伴い引用条項を整備し、及び規定事項の見直しを行うもの。

(施行期日) 1、2及び4については公布の日、3については平成28年4月1日、5については同年1月1日等

議案第107号 さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・市民局区政推進室)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定を踏まえ、 通知カード及び個人番号カードの再交付の手数料を新設し、並びに住民基本台帳カードの交付 等の手数料を廃止するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 通知カードの再交付手数料の新設

事務の種類	手数料の額	
通知カードの再交付	1 枚につき	500円

- 2 個人番号カードの再交付手数料の新設及び住民基本台帳カードの交付等手数料の廃止
 - (1) 個人番号カードの再交付手数料の新設

事務の種類	手数料の額	
個人番号カードの再交付	1枚につき 800円	

- (2) 住民基本台帳カードの交付等手数料の廃止
- ・住民基本台帳カードの交付、再交付又は有効期間内交付に係る手数料を廃止するもの。 (施行期日) 1については平成27年10月5日、2については平成28年1月1日

議案第108号 さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・消防局予防部査察指導課)

平常時と異なる危険物の取扱いが必要となる大規模災害時において、事務手続の迅速化及び 被災者等の費用負担の軽減を図るため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 手数料の減免
 - ・ 市長は、災害復旧のため特に必要と認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができることとするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第109号 さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部介護保険課)

介護保険法施行令の一部改正による第1号被保険者のうち低所得者に対する保険料の軽減強 化に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 保険料の減額賦課
 - ・ さいたま市介護保険条例第3条第1項第1号に該当する者の平成27年度分から平成29年度分までの保険料について、減額賦課を行うもの。

対 象 者	保 険	料 率
N	現行	改正後
生活保護受給者、市町村民税世帯非課税者(老齢福祉年		
金受給者又は年金収入と合計所得金額の合計が80万円	31,578 円	28,420 円
以下の者に限る。)		

(施行期日) 公布の日(適用は平成27年4月1日から)

議案第110号 さいたま市立高等看護学院条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所·保健福祉局保健部高等看護学院)

今後更なる増大が見込まれる市内の看護師需要を踏まえ、さいたま市立高等看護学院の定員

を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 さいたま市立高等看護学院の定員の変更
 - ・ さいたま市立高等看護学院の総定員を「120人」から「180人」に、各学年の定員を「40人」から「60人」に改めるもの。
- 2 経過措置
 - ・ 総定員を段階的に拡大する経過措置として、施行期日以後の入学者の学年から定員を 引き上げるもの。

(施行期日) 平成28年4月1日

議案第111号 さいたま市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健部食品安全推進課)

食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針の一部改正等を踏まえ、危害分析・重要管理点方式による衛生管理手法の段階的な導入及び食中毒予防の徹底等を図るため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 公衆衛生上講じるべき措置の基準
 - ・ 公衆衛生上講じるべき措置の基準を危害分析・重要管理点方式を用いる場合の基準又は危害分析・重要管理点方式を用いない従来の基準のいずれかとするもの。
- 2 危害分析・重要管理点方式を用いない場合の基準
 - (1) 食中毒予防の徹底を図るため、次の規定を従来の基準に加えるもの。
 - ア 施設、食品等がおう吐物等により汚染された場合において、消毒、廃棄等の適正な 措置を行うこととするもの。
 - イ 食品等を取り扱う場合において、洗浄消毒することが困難な手袋は、衛生上支障が ない場合を除き、使用しないこととするもの。
 - ウ 食品等への二次汚染を防止するため、使い捨て手袋を使用する場合は、適切な頻度 で交換することとするもの。
 - (2) 確実にねずみ、昆虫等の防除ができる場合において、施設の状況に応じた方法及び頻度の調査を認めることとするもの。
- 3 危害分析・重要管理点方式を用いる場合の基準
 - ・ 従来の基準のほか、営業者が公衆衛生上講じるべき措置の基準として、危害分析・重要管理点方式を用いる場合の基準を規定するもの。

(施行期日) 平成27年10月1日等

議案第112号 さいたま市墓地及び納骨堂条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健部生活衛生課)

墓地及び納骨堂について指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 指定管理者による管理
 - ・ 墓地及び納骨堂の管理を指定管理者に行わせることができることとするもの。

(施行期日) 平成28年4月1日

議案第113号 さいたま市斎場及び火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健部生活衛生課)

斎場及び火葬場について指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 指定管理者による管理
 - ・ 斎場及び火葬場の管理を指定管理者に行わせるとともに、利用の許可等を行わせることができることとするもの。

(施行期日) 平成28年4月1日

議案第114号 さいたま市しらさぎ荘の活用に係る事業者選定委員会条例を廃止する条例の制 定について

(所管課所・市民局市民生活部市民総務課)

旧しらさぎ荘を一般競争入札により公売したことに伴い、しらさぎ荘の活用に係る事業者選 定委員会を廃止するため、条例を廃止するもの。

(施行期日) 公布の日

議案第115号 さいたま都市計画浦和駅東口駅前地区第二種市街地再開発事業施行規程を廃止 する条例の制定について

(所管課所・都市局都心整備部浦和駅周辺まちづくり事務所)

浦和駅東口駅前地区第二種市街地再開発事業による公共施設の整備に関する工事が完了し、 同事業が全て終了したため、条例を廃止するもの。

(施行期日) 公布の日

≪一般議案≫

議案第116号 議決事項の一部変更について((仮称)さいたま市浦和美園駅東口駅前複合公 共施設整備(建築)工事請負契約)

(所管課所・市民局市民生活部コミュニティ推進課)

平成26年6月議会において議決を得た(仮称)さいたま市浦和美園駅東口駅前複合公共施設整備(建築)工事請負契約の一部変更について、工期内の賃金及び物価に急激な変動が生じたため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

(内容)

1 契約の相手方

ハイシマ・八生・スミダ特定共同企業体

2 変更内容

	契約金額
変更前	13億5,464万6,160円
変更後	13億6,604万160円

議案第117号 議決事項の一部変更について((仮称)さいたま市浦和美園駅東口駅前複合公 共施設整備(電気設備)工事請負契約)

(所管課所・市民局市民生活部コミュニティ推進課)

平成26年6月議会において議決を得た(仮称)さいたま市浦和美園駅東口駅前複合公共施

設整備(電気設備)工事請負契約の一部変更について、工期内の賃金及び物価に急激な変動が 生じたため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

(内容)

- 1 契約の相手方 埼電・ハヤサカ特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	4億5,936万5,040円
変更後	4億6,773万5,040円

議案第118号 議決事項の一部変更について ((仮称) さいたま市浦和美園駅東口駅前複合公 共施設整備 (機械設備) 工事請負契約)

(所管課所・市民局市民生活部コミュニティ推進課)

平成26年6月議会において議決を得た(仮称)さいたま市浦和美園駅東口駅前複合公共施設整備(機械設備)工事請負契約の一部変更について、工期内の賃金及び物価に急激な変動が生じたため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

(内容)

- 1 契約の相手方 荒井・アステック特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	3億1,678万3,440円
変更後	3億2,928万9,840円

議案第119号 議決事項の一部変更について ((仮称) 緑消防署等複合施設建設 (建築) 工事 請負契約)

(所管課所・消防局総務部消防施設課)

平成26年6月議会において議決を得た(仮称)緑消防署等複合施設建設(建築)工事請負契約の一部変更について、工期内の賃金及び物価に急激な変動が生じたため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

(内容)

- 1 契約の相手方田中・不動・共栄特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	17億843万4,720円
変更後	17億3,541万3,120円

議案第120号 議決事項の一部変更について ((仮称) 緑消防署等複合施設建設 (電気設備) 工事請負契約)

(所管課所・消防局総務部消防施設課)

平成26年2月議会において議決を得た(仮称)緑消防署等複合施設建設(電気設備)工事

請負契約について、工期内の賃金及び物価に急激な変動が生じたため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

(内容)

- 契約の相手方
 岡村・瑞穂特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	3億3,742万9,800円
変更後	3億4,251万4,440円

議案第121号 議決事項の一部変更について ((仮称) 緑消防署等複合施設建設 (機械設備) 工事請負契約)

(所管課所・消防局総務部消防施設課)

平成26年6月議会において議決を得た(仮称)緑消防署等複合施設建設(機械設備)工事請負契約の一部変更について、工期内の賃金及び物価に急激な変動が生じたため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

(内容)

- 契約の相手方 積田・県南特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	3億7,315万6,200円
変更後	3億8,808万3,960円

議案第122号 議決事項の一部変更について(指令センター建設(建築)工事請負契約)

(所管課所・消防局総務部消防施設課)

平成26年9月議会において議決を得た指令センター建設(建築)工事請負契約について、 工期内の賃金及び物価に急激な変動が生じたため、契約金額を変更することに関し議決を求め るもの。

(内容)

- 契約の相手方
 三ツ和・山一特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	3億1,236万7,320円
変更後	3億1,772万4,120円

議案第123号 指定管理者の指定について(さいたま市美園コミュニティセンター)

(所管課所・市民局市民生活部コミュニティ推進課)

さいたま市美園コミュニティセンターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内緑区大字下野田655番地
 - (2) 名 称 さいたま市美園コミュニティセンター
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
 - (2) 名 称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
 - (3) 代表者 理事長 青木 康高
- 3 指定する期間

平成28年1月4日から平成33年3月31日まで

議案第124号 公の施設の利用に関する協議について

(所管課所・建設局下水道部下水道維持管理課)

市の公の施設を上尾市の住民の利用に供することについて同市と協議するため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 公の施設の名称 さいたま市公共下水道
- 2 公の施設の利用区域
 - ・ 上尾市大字瓦葺の一部(約1.0~クタール)及び西宮下二丁目の一部(約0.5~ クタール)
- 3 経費の負担及び利用の条件
 - ・ 公共下水道施設利用については、法令並びに上尾市の条例及び規則による利用者負担 を除き、その都度両市で協議して定める。

≪道路議案≫

議案第125号 市道路線の認定について

(所管課所·建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般 2路線

開発 17路線 計19路線

議案第126号 市道路線の廃止について

(所管課所・建設局十木部十木総務課)

(内容)

一般 0路線

開発 2路線 計2路線